



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

2026

3月号

Vol.23

KTCC



NEWS



～世界の人々に日本を好きになってもらう～

『KTCC NEWS』3月号を

お届けいたします



拝啓 早春の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合では、私どもの活動を多くの方に知っていただきたく、広報誌を毎月発行しております。紙面では実際に外国人材を活用されている企業様のお声、外国人材の活躍の様子、業界の最新ニュースなどをご紹介します。

ご高覧いただけましたら幸いです。

敬具



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「外国人技能実習制度」の監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「特定技能制度」の登録支援機関でもあります。

20年以上に渡る企業と外国人材へのサポート実績に高い評価を頂き、全社員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。

外国人材に関する疑問やご質問がございましたら、ぜひお問合せください。



講習施設からいよいよ企業様へ「企業配属」の1日に密着!



技能実習生は入国後の約1ヵ月を「講習施設」で過ごし、その後企業様へ配属されます。配属日の1日取材しました。(詳しくは中面をご覧ください)



3月号のTOPICS

技能実習生の企業配属 1日の流れ / KTCC業界ニュース
現場向け手引書 / 3月〈名古屋〉会場セミナーのお知らせ

企業配属 1日の流れ

いよいよ実習スタート！配属の日もしっかりサポート

講習施設の寮からは転出手続きが完了しているので、企業様の寮の住所に住民票を移す手続きをします。実習生にとって日本語での書類記入は難しいですが、事前に新住所の漢字を練習してきたので、自分でしっかり記入します。

AM10:30
住民票の
転入手続き



AM9:30

START

講習施設の
寮から引っ越し

約1ヵ月間、日本語や日本での生活ルール、法的保護講習などを受けた講習施設。今日から配属先企業様の寮に引っ越します。荷物をまとめて車に積み込みます。組合職員と一緒に車で移動します。



PM13:00
お昼ごはん



組合職員と一緒に昼ごはん。チームワークよく、配膳のお手伝いもしてくれました。

GOAL!

PM18:00
買い出しに

特定技能外国人の先輩と一緒に近所のスーパーに買い物へ。



受入れ企業様に配属される日は、講習施設からの引っ越し、役所での手続き、企業様からのオリエンテーション、入寮、寮の使い方説明などがあります。朝から夕方までのスケジュールとなりますが、実習生と母語でコミュニケーションがとれる組合職員がしっかりと付き添い、スムーズな企業配属をサポートします。

PM15:00
企業様へご挨拶
書類などの
説明



企業様へ到着。みんな元気に日本語で挨拶できました。組合から企業様へ書類などの説明をしました。わかる日本語に耳を澄ましたながら、じっと聞き入る実習生たち。

PM16:30
寮に到着！



企業様の寮に到着！自分の荷物を部屋に運び、寮を管理をしている方から、共有部分を使用する際の注意点、ゴミ出しのルールなどの説明を受けます。みんな真剣に聞いていました。

〈組合の取組み〉企業様配属時に「お米」を配給！



昨今、さまざまな日用品が値上がりをしています、なかでも食料品の値上がりは、生活者の財布を直撃する大問題と言えます。食料品の高騰に困っているのは、日本で暮らす外国人材も同じです。



特にまだ日本での実習が始まっていない技能実習生たちにとって、最初のお給料をもらうまでの間の講習手当だけですべてをまかなうのは厳しい状況です。そのような現状を受けて、組合から企業様へ配属する時点の技能実習生たちに

お米の配給を始めました。

対象者は2026年1月から6月の間に企業様へ配属される技能実習生です。配属時に1人あたり2キロのお米を、企業様へ直接お届けいたします。今後の物価の状況を見て、配給期間を延ばすことも検討しています。

「日本で頑張りたい！」そんな想いを抱いて入国してきた実習生と、実習生たちに期待を寄せる受入れ企業様、双方の不安を少しでも支援したい！との想いで、今回の施策にいたしました。該当の企業様はぜひ、お米の配給をご利用ください。

KTCC 業界ニュース



「外国人雇用状況の届出状況」にみる 日本における外国人材活用の“今”！

2026年1月30日厚生労働省より発表された「外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末時点）」。日本国内における外国人材の活用という視点で、公開されたデータ内容から注目すべきポイントにしぼってご紹介します。

■ 外国人労働者数・受入事業所数の全体動向

- ・外国人労働者数：2,571,037人（前年比11.7%増）
- ・外国人を雇用する事業所数：371,215所（前年比8.5%増）

いずれも前年を上回り、過去最多を更新しました。日本国内で働く外国人労働者は、13年連続で増加しています。

外国人材を受入れる事業所数、外国人労働者数ともに、前年から増加しており、特に外国人労働者の数は約26.8万人増加しており、企業における外国人材の活用が引き続き拡大している状況です。

■ 国籍別・在留資格別の主なポイント

【国籍別】

外国人労働者の国籍は、ベトナム（約60万人）が最も多く、次いで中国、フィリピンの順となっています。また、増加数で見るとインドネシアが169,539人増となり、最も大きな伸びを示しています。

【在留資格別】

「専門的・技術的分野の在留資格」が全体の約34%と最も多く、その中でも特定技能は前年比38.3%増と大きく拡大しています。技能実習も約50万人となり、現場人材として重要な役割を担っています。



【まとめ】

今回のデータからも、「一部の大企業だけでなく、地域の中小企業においても外国人材の活用が当たり前の選択肢になりつつある」ことが、今回の厚生労働省のデータから読み取れます。

参考資料：厚生労働省HP

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和7年10月末時点）<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250902001.html>

■ 産業別・事業所規模別の傾向

【産業別】

製造業が最も多く全体の約25%を占め、次いでサービス業、卸売・小売業が続いています。

【事業所規模別】

30人未満の事業所で働く外国人が全体の約36%を占めており、外国人を雇用する事業所数も同規模が全体の約63%となっています。中小企業における外国人材活用が、ますます一般的になっていることがうかがえます。

弊組合では、

- ・技能実習制度
 - ・特定技能制度
 - ・2027年4月から始まる育成就労制度について、それぞれの企業様の規模や業種、今後の人材活用をどうお考えかに応じて、企業様ごとに適したご提案を行っております。
- 「自社の場合、どの制度が現実的なのか」「最近増えている国籍の特徴を知りたい」「そもそもうちの企業で外国人材は受入れできるの」など、実際に受入れを検討する際には、さまざまな疑問がうかぶと思います。今後も各制度や業界のニュースなど最新情報をわかりやすくお届けしてまいります。外国人材の活用にご関心をお持ちの企業さまは、お気軽にお問合せください。

受入れ企業様に役立つ 現場向け手引書



4月から自転車に「青色切符」が導入されます！

2026年4月1日から道路交通法改正に伴い、自転車の違反に対しても「青色切符」（交通反則通告制度）が導入されることとなります。自転車は外国人材にとって生活の必需品となっている場合も多いでしょう。交通ルールを守ることは「自分の命、他人の命を守ること」を強調し、企業様からも自転車の違反について注意喚起をお願いいたします。

【なぜ、自転車に青色切符を導入？】

1 自転車事故の抑止が必要

自転車が関与する事故は依然として多く、死亡・重傷事故の約4分の3で自転車側にも法令違反。

2 違反への責任追及が不十分だった

自転車の違反に対して「赤切符（刑事処分）」しかなく、多くが不起訴。青切符導入で実効性のある取り締まりが可能に。

3 迅速な手続きと手続きの簡略化

青切符制度は、反則金を納めれば刑事手続きに進まないため警察・裁判所・違反者の負担を軽減。

これまで曖昧だった自転車の違反処理を現実的にするために導入されます！

参考資料：警察庁交通局
「自転車を安心・安全に運転するために－自転車交通反則通告制度（青切符）の導入－【自転車ルールブック】」
<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250902001.html>

【外国人材に特に注意すること！】

◆信号無視・一時停止無視は絶対にしない

- ・日本では自転車も信号を守る義務がある
- ・赤信号で渡る、止まれの標識の無視は青切符の対象

◆スマホ操作・傘差し運転は禁止

- ・片手運転やスマホを見ながらの運転は危険！
行為として取り締まり対象



◆夜間はライト点灯が義務

- ・「壊れている」という理由は通用しない

◆歩道は基本的に走れない

- ・日本では自転車は「車」。車道が原則
- ・歩道を高速で走ると歩行者との事故に。取り締まりの対象

◆飲酒運転は絶対に禁止

- ・刑事処分（赤切符）になる可能性あり
- ・酒類の提供や同乗、自転車の提供に対しても罰則あり！
自転車の提供者は、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

名古屋でセミナー開催！

〈育成就労制度から考える外国人材戦略〉

参加
無料

2027年4月より、新たに「育成就労制度」がスタートします。本セミナーでは、制度改正を踏まえた最新の受入れスキームや現場で働く外国人材活用のポイントを分かりやすく丁寧に解説いたします。外国人材活用の疑問なども聞いて頂けます。

ホームページ・お電話でも
お申込み受付中！

【名古屋会場】3月19日（木）14時～16時

※13時45分より受付開始

会場：ウインクあいち / 12階「1205号室」

住所：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

最寄り駅：JR・名鉄・近鉄・地下鉄「名古屋駅」より徒歩約5分

◆有料駐車場あり ◆お申込み締切り：3月16日（月）

- ・第1部
「外国人雇用を取り巻く環境と今後の展望」
- ・第2部
「外国人材活用の成功事例紹介」
- ・第3部
「個別相談会」

講師：井手 昭則 (外国人実習雇用士)



セミナーお申込み
専用ページ

お申し込み後
確認のご連絡を
差し上げます

※常組合とお取引のある企業様には、新制度に関する説明会を別日程で開催します。日時等は各担当からご連絡いたします

発行元・お問い合わせ先

TEL：06-6152-8808（平日9時～18時） 担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター（一般監理団体／登録支援機関）

【お近くの事業所へお気軽にお問い合わせください！】

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4階 / TEL 052-459-5280

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10階 / TEL 082-546-1222

facebookでも
情報発信中！

関西技術協力センター

